

積合せ運賃料金

令和3年4月1日、総額表示方式に伴う改正運賃料金

積合せ運賃に係る範囲（課税事業者用）

I. 運賃に係る範囲

(単位：円) (消費税込み)

離重量 距離	距離																					
	50kmまで	100 "	150 "	200 "	250 "	300 "	350 "	400 "	450 "	500 "	550 "	600 "	650 "	700 "	750 "	800 "	850 "	900 "	950 "	1,000 "		
10kgまで	1,130	1,170	1,180	1,180	1,200	1,200	1,210	1,210	1,230	1,230	1,240	1,240	1,250	1,250	1,270	1,270	1,280	1,280	1,280	1,300	14	
20 "	1,250	1,280	1,320	1,360	1,380	1,390	1,410	1,430	1,450	1,470	1,510	1,530	1,540	1,570	1,580	1,630	1,640	1,650	1,690	1,710	45	
30 "	1,380	1,400	1,430	1,470	1,520	1,540	1,560	1,570	1,610	1,610	1,650	1,710	1,730	1,770	1,800	1,840	1,870	1,910	1,940	1,970	61	
40 "	1,510	1,530	1,610	1,670	1,730	1,780	1,830	1,900	1,940	1,970	2,050	2,090	2,130	2,200	2,240	2,290	2,350	2,400	2,450	2,510	106	
60 "	1,610	1,650	1,760	1,840	1,940	2,000	2,090	2,180	2,240	2,290	2,370	2,450	2,510	2,570	2,650	2,710	2,780	2,860	2,930	2,980	139	
80 "	1,840	1,910	2,050	2,180	2,300	2,420	2,520	2,640	2,760	2,860	2,970	3,060	3,180	3,300	3,380	3,500	3,590	3,710	3,810	3,910	209	
100 "	2,090	2,170	2,330	2,510	2,660	2,820	2,960	3,100	3,230	3,370	3,500	3,640	3,760	3,910	4,040	4,180	4,310	4,440	4,580	4,710	268	
120 "	2,310	2,420	2,630	2,830	3,030	3,210	3,340	3,540	3,690	3,820	4,020	4,180	4,350	4,500	4,640	4,820	4,970	5,140	5,290	5,470	322	
140 "	2,560	2,660	2,920	3,170	3,390	3,620	3,810	4,000	4,200	4,380	4,580	4,760	4,960	5,150	5,340	5,560	5,740	5,940	6,130	6,310	388	
160 "	2,780	2,930	3,210	3,500	3,750	4,000	4,210	4,430	4,690	4,880	5,100	5,320	5,560	5,760	6,000	6,230	6,460	6,680	6,890	7,120	447	
180 "	3,010	3,180	3,500	3,830	4,110	4,380	4,620	4,880	5,140	5,400	5,630	5,920	6,150	6,400	6,670	6,980	7,150	7,400	7,670	7,920	507	
200 "	3,120	3,360	3,690	3,980	4,360	4,600	4,800	5,160	5,410	5,610	5,940	6,190	6,460	6,720	7,000	7,260	7,540	7,800	8,070	8,340	539	
250 "	3,630	3,870	4,290	4,730	5,080	5,430	5,760	6,120	6,450	6,790	7,110	7,450	7,790	8,120	8,460	8,790	9,120	9,460	9,790	10,140	671	
300 "	4,200	4,510	5,030	5,490	5,980	6,390	6,810	7,220	7,630	8,040	8,450	8,840	9,260	9,680	10,090	10,490	10,900	11,310	11,730	12,130	818	
350 "	4,730	5,140	5,730	6,230	6,860	7,350	7,780	8,320	8,790	9,220	9,760	10,250	10,740	11,220	11,690	12,170	12,670	13,150	13,620	14,110	968	
400 "	5,300	5,760	6,460	7,140	7,770	8,330	8,870	9,450	10,010	10,560	11,110	11,670	12,250	12,800	13,350	13,920	14,470	15,030	15,590	16,150	1,117	
450 "	5,860	6,400	7,170	7,910	8,650	9,300	9,910	10,550	11,170	11,810	12,450	13,080	13,720	14,370	14,990	15,630	16,250	16,890	17,530	18,150	1,267	
500 "	6,420	7,020	7,870	8,640	9,530	10,230	10,900	11,660	12,360	13,020	13,780	14,480	15,190	15,900	16,610	17,310	18,020	18,730	19,470	20,150	1,414	
550 "	7,000	7,670	8,620	9,520	10,430	11,210	11,990	12,780	13,550	14,330	15,110	15,900	16,690	17,470	18,260	19,020	19,800	20,600	21,370	22,170	1,564	
600 "	7,570	8,310	9,330	10,230	11,310	12,170	13,010	13,880	14,740	15,600	16,450	17,300	18,160	19,020	19,890	20,740	21,590	22,440	23,300	24,160	1,747	
650 "	8,120	8,920	9,980	11,110	12,210	13,130	14,060	14,990	15,920	16,850	17,800	18,700	19,660	20,590	21,510	22,440	23,380	24,300	25,230	26,180	1,863	
700 "	8,690	9,530	10,750	11,900	13,080	14,080	15,090	16,090	17,110	18,110	19,130	20,120	21,130	22,150	23,140	24,150	25,160	26,180	27,170	28,170	2,012	
750 "	9,250	10,160	11,470	12,690	13,970	15,060	16,150	17,220	18,290	19,380	20,460	21,530	22,620	23,710	24,790	25,860	26,940	28,030	29,110	30,170	2,160	
800 "	9,810	10,770	12,170	13,510	14,860	16,030	17,160	18,330	19,490	20,640	21,790	22,950	24,100	25,260	26,400	27,580	28,720	29,880	31,030	32,200	2,310	
850 "	10,360	11,420	12,880	14,310	15,750	16,970	18,210	19,430	20,660	21,890	23,120	24,350	25,560	26,810	28,040	29,280	30,500	31,740	32,960	34,190	2,460	
900 "	10,930	12,020	13,620	15,100	16,620	17,950	19,250	20,540	21,860	23,170	24,460	25,760	27,070	28,370	29,690	30,980	32,290	33,590	34,890	36,190	2,608	
950 "	11,480	12,670	14,330	15,900	17,530	18,900	20,270	21,650	23,030	24,420	25,800	27,170	28,560	29,940	31,330	32,680	34,060	35,440	36,820	38,200	2,757	
1,000 "	12,030	13,280	15,040	16,710	18,410	19,880	21,320	22,760	24,230	25,670	27,140	28,580	30,040	31,490	32,930	34,400	35,850	37,310	38,750	40,190	2,905	
1,000kgを超え100kgまでの加算額	1tを超え4tまでの加算額	711	895	1,148	1,382	1,619	1,769	1,920	2,067	2,219	2,367	2,519	2,666	2,817	2,966	3,115	3,266	3,417	3,565	3,715	3,865	298
1,000kmを超え又は、1,000kgを超える場合の基準運賃の算出にあたっては、それぞれ加算を行ったあと10円未満を四捨五入する。		348	424	540	638	796	919	1,034	1,201	1,334	1,452	1,605	1,741	1,873	2,009	2,145	2,278	2,413	2,549	2,682	2,818	268

II. 割増率表

(1) 品目割増

項目	内 容	割増率
易損品	1. 引越荷物	2割増
	2. ショークース	
	3. 楽器類及びその部品又は附属品、精密機械、度量衡器及びその部品	
貴重品	1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	10割増
火薬類 発煙品 濃酸類	1. 火薬、爆薬、火工品（電管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号せせん発煙剤）、その他これらに類するもの	10割増
	2. 硝酸、硫酸、塩酸（酸類含有量10分の1以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く。）、浄化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	

(2) 特大型割増

項 目	割増率
1個の長さ4.5メートル、重量500キログラム又は容積2立方メートルを超えるもの	2割増

III. 諸料金

- 集貨料又は配達料
 - 集貨又は配達距離が15キログラムを超え20キログラムまでの間のものについては、50キログラムまでを110円とし、50キログラムまでを増すごとに110円を加算する。
 - 集貨又は配達距離が20キログラムを超えるものについては、上記（1）による額に、5キログラムまでを増すごとに上記（1）により計算した額を加算する。
- 再配達料
 - 再配達距離が15キログラム以内のときは、50キログラムまで 297円
以上50キログラムまでを増すごとに 110円
 - 15キログラムを超える場合は、（1）のほか1.の配達料を加算する。

- 移送料
 - 車側から30メートルを超えるものについて30メートルまで、50キログラムまでを 77円
増すごとに 77円
 - 縦持ちにあつては、50キログラムまで1階を増すごとに 77円
- 地区割増料
 - 東京都特別区、大田市
50キログラムまでを増すごとに 110円
 - 札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市
東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市
鹿児島市50キログラムまでを増すごとに 77円
- 冬期割増料
 - 北海道（11月16日から4月15日まで）
発送・到着ごとに100キログラムまで 253円
以上50キログラムまでを増すごとに 110円
 - 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の名県（12月1日から3月31日まで）
発送・到着ごとに100キログラムまで 132円
以上50キログラムまでを増すごとに 33円
- 連絡運輸中継料
 - 中継1回につき、50キログラムまで 704円
以上50キログラムまでを増すごとに 154円
- 保管料
 - 50キログラムまで1日までごとに 55円
- 貨物の持込み又は取り戻の際の運賃の減額に係る範囲
 - 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着業者から引取る旨の契約をした場合の運賃の減額について
 - 30キログラムまで 132円
 - 30キログラムを超え50キログラムまで 154円
 - 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに 99円

IV. 運賃料金適用方

- (運賃の適用範囲)
- この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。ただし、宅配便として委託した貨物の運送であつて、別途これに関する運賃を届出した場合には適用しません。

- (特大型割増)
- 貨物の長さ、重量又は容積が特に大ききときは所定の割増率を適用します。(特約引割)
 - 3カ月以上にわたる常時大量に運送される貨物であつて、特約（文書をもって運送契約を締結したものに限る。）したもつては15%以内の割引率を適用することができず。
- (諸料金の計算)
- 集貨又は配達料、移送料及び再配達料以外の諸料金は割増率は適用しません。
 - 割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上げます。
- (集貨又は配達料)
- 貨物の集荷又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15キログラムを超える部分については所定の集配料を収受します。
- (再配達料)
- 荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻つた場合で荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。
- (移送料)
- 貨物の引受け又は引渡しの際に、貨物を車側から30メートル以上横持ちし、又は建物の上下2階目以上の縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りではありません。
- (地区割増料)
- 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）又は住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を計算します。
- (冬期割増料)
- 貨物の発地又は着地が、冬季割増地域の場合は、所定の冬期割増料を収受します。
- (連絡運輸中継料)
- 7.の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。
- (保管料)
- 荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由による貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数（曜日）により計算します。
 - 発送の場合は、貨物の保管日から発送日の前々日までの日数。
 - 到着の場合は、荷受人（貨物引換証を発行したときは、証券面の荷受人）に貨物の到着通知を発送した日（到着通知不付の場合は、引渡し準備が終了した日）の翌々日から引渡し当日までの日数（貨物の持込み又は取り戻の際の運賃の減額に係る範囲）
- 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着業者から引取る旨の契約をした場合には、4により計算した運賃から次の金額を減じます。
 - 30キログラムまで 132円
 - 30キログラムを超え50キログラムまで 154円
 - 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに 99円
- (パレット使用貨物)
- 集貨先から配達先まで通してJIS規格のパレット（荷主側が提供したものに限りませう。）を使用して運送する貨物については、50キログラムまでごとに22円を4により計算した運賃から減じます。
- (計算の順序)
- 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。
 - 距離、重量による運賃の計算
 - 割増率、割引率適用の計算
 - 上・下10%幅の適用計算
 - 4の(3)による端数処理
 - 持込み、引取り及びパレット使用の減算
 - 諸料金(13の(2)による端数処理を含む。)の計算
- (積込料及び卸料について)
- 荷主又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は卸料を収受する場合があります。
 - 車上における貨物の積み付けであつて、シート、ロープなど通常備へている積付用品による作業は貨物の負担には行いません。
 - 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受する場合があります。
- (単位：円) (消費税込み)
- | | 1時間毎 | 15分毎 |
|---------|-------|------|
| 積込料及び卸料 | 2,200 | 550 |
- (待機時間について)
- 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主又は荷受人の責により待機した時間（荷送り又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて待機時間を収受する場合があります。ただし、1回の運送において2回以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- (単位：円) (消費税込み)
- | 待機時間 | 1時間毎 | 15分毎 |
|------|-------|------|
| | 2,200 | 550 |
- (実費負担)
- 荷主の要求による運送に伴う特別の負担（貨物引換証の発行、有軌道路利用料、貨物の荷造り、仕分け、荷掛金の立替、運送保険の締結、貨物の荷造り、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラール貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用）は実費として収受します。
 - 貨物の運送に附帯して品代金を取立てた場合は実費を収受します。
 - フェリー・ボート利用料（自動車積込船利用料）を収受する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\frac{\text{通常の使用車両の積送料（利用料金を含む）} \times \text{時間当り固定費} \times \text{積込所要時間}}{\text{最大積載量} \times \text{通常の積込回数}}$$
- (その他)
- この運賃及び料金の適用に関し、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取決め、又は慣習によることができます。